

2020年1月6日

FATF とステーブルコイン(リブラ)

公益財団法人 国際通貨研究所
専務理事 倉内宗夫

2019年(令和元年)に国際金融界へ新たなショックを与えた出来事となると、やはりフェイスブックの「リブラ」登場をはずすことはできまい。これについては後程詳しく述べるが、皆さんは我が国金融界が大変な労力を投じて対処したイベントがあったことをご存知だろうか？

昨年は11年ぶりにFATFによる第4次対日審査が行われ、メガバンクのみならず地銀、信用金庫、特定事業者に至るまでその対応で振り回された一年であった。我が国が高い評価を勝ち取るべく2018年からまさに官民挙げて取り組んだ背景は、審査結果によっては他国の金融当局による監視が強化され、海外金融機関からの取引拒否や海外送金の遅延など、我が国金融機関の活動に支障が生じる懸念があるからだ。

FATFとはいったい何か？Financial Action Task Forceの略称で、「金融活動作業部会」と呼ばれる。マネーロンダリング及びテロ資金対策(AML/CFT)についての国際基準を設定する政府間会合で、1989年に設立された。現在の加盟国は37カ国プラス欧州委員会とGCC(中東の湾岸協力会議)で、マネロン対応等の“基準策定”と“相互審査”が運営の二本柱となっている。“基準策定”での現在の主たる課題は①暗号資産や仮想通貨について、法定通貨同様マネーロンダリングやテロ資金対策の観点からルールを作る、②金融技術革新がもたらすリスクと機会を議論してG20に報告する、③大量破壊兵器の拡散を助けるようなファイナンス基準を作成する、などが挙げられる。もう一つの“相互審査”とは、策定されたルールに基づいて各国がきちんと対応できているかどうかを加盟国同士がお互いに審査するものである。審査団は各国に出向き、政府関係当局・民間の銀行をはじめとした事業者との面談を通して実情を把握のうえ最終結果を導く。

現在第4次相互審査が全ての加盟国、機関を対象に実施されている。第4次の審査では、従来からの「40の勧告」の法令等整備状況の評価に加えて、11項目の有効性評価が新たに加わった。ルールを整備した上で、そのルールの有効性・履行状況も確認することが目的である。審査作業はすでに昨年6月時点で23カ国が終了している。

それまでの結果を財務省が図表化したものを文末に添付するが、合格となった国(非

監査対象国①)は英国、スペイン、イタリア、ポルトガル、イスラエル5カ国のみで、今後5年に一度だけフォローアップを受ける。大宗の国は非監査対象国②)の重点フォローアップ国に分類され、今後5年に1回以上の頻度でFATFのチェックを受けることになる。右上にあるアイスランドはあまりにも不合格の数が多いということで監視対象国という評価となった。今後1年で改善の成果がないとさらに厳しい監視下に置かれる。

2008年に実施された第3次対日審査では、重要勧告である「顧客管理」などに低い評価が下された。それを踏まえ金融庁は2018年2月に「マネーロンダリングおよびテロ資金供与に関するガイドライン」を作成し、官民連携で対日審査に備えてきた。とりわけ我が国では仮想通貨関連の不祥事が続いたので、今回より審査対象に含まれることになった仮想通貨取引所などの特定事業者は10月から始まる審査に向けた準備で大変であったと聞く。筆者自身も準備作業の様子を地銀、信金関係者にヒアリングしたが、外為業務の業量を問わず、金融庁のガイドラインに基づき、経営トップの指示のもと体制整備と全職員への周知徹底が図られたようだ。対日審査の討議は2020年6月のFATF全体会合でなされ、夏頃には最終結果が公表されることになっている。

さて、昨年6月にフェイスブックはステーブルコイン「リブラ」運用を2020年から開始すると発表した。直ちに国際金融界に大きな衝撃が走り、翌月のG7蔵相中銀総裁会議では早速ステーブルコインに言及し、作業部会を設置して対応検討を開始した。10月には大きな進展があり、FATFとFSB(金融安定理事会)からG20宛て報告書が提出され、とりわけFATF報告書では、ステーブルコインとそのサービスプロバイダーはFATF基準順守を求められると記された。それらを踏まえ同月に開催されたG20蔵相中銀総裁会議は、“グローバルステーブルコインのサービス開始前にマネロン対策等を適切に対処される必要がある”とのプレスリリースを公表した。そうした経緯もあり、直後の10月23日に開催された米下院公聴会では、フェイスブックのザッカーバーグCEOは、“米当局の承認を得るまでリブラの発行等の開始は行わない”と答えざるを得ない状況に追い込まれた。G7、G20の枠組でリブラの運用開始に待ったをかけたわけだ。理由は、リブラの優れた利便性は認めるものの、マネロンやデータ保護などの観点からのリスク管理面で懸念・課題が残るからであるとした。それを担保するべくリブラ運用開始の前提に「FATF基準を適用する」という縛りをつけた。改めてALM/CFTが現在の国際金融界に於いていかに深刻な問題であるかを認識させられた。

フェイスブックの利用者は中国の人口の2倍の28億人に達し、その一定割合がリブラ顧客と想定すると、これまで世界の銀行が膨大な人とカネを投じてきた従来手法によるKYC(本人確認)をはじめとする規制対策では対応不可能である。まさにIT時代に相応しい、レグテック(Reg Tech)の有効活用がリブラの成否を握ると言えよう。

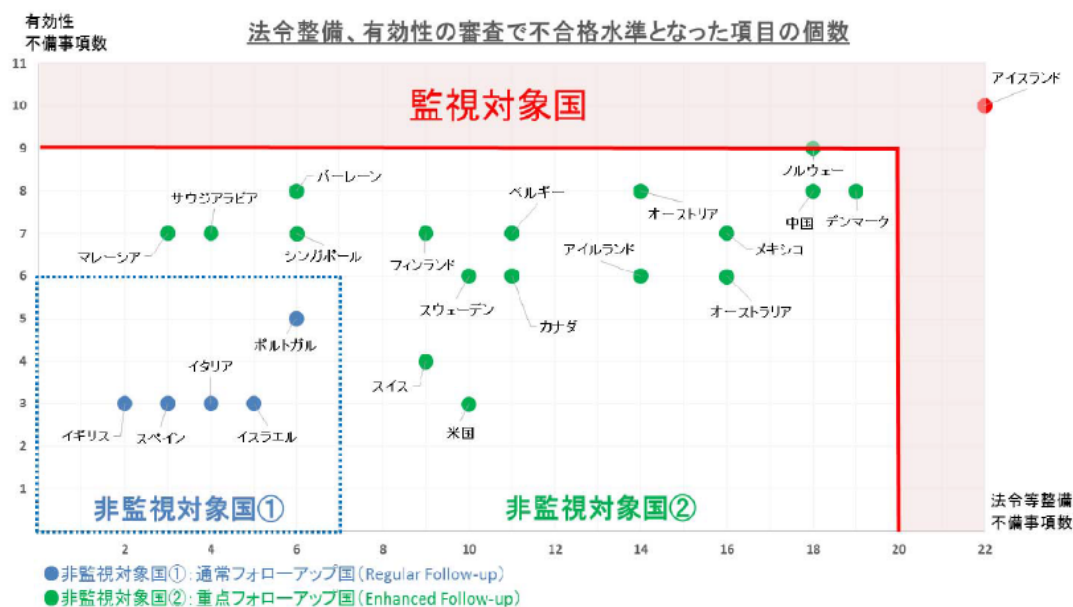
このようにして一旦リブラの動きに既存体制からの牽制が入ったが、すでに中国がデジタル人民元を導入するという噂がメディアで頻繁に流れている。ザッカーバーグは10月の公聴会でそうした中国の動きを引き合いに”米国が技術革新をリードしなければ金融分野での指導力は保障されない”と警鐘も流している。デジタル人民元は当面は国内限定運用のようであるが、将来クロスボーダーで利用されるとなるとリブラと同じ

課題に直面することになる。これも含めて様々な意味からも、リブラ問題の去就が注目される。

最後に、長期的観点からステーブルコイン/リブラのもたらす影響に言及したコメントを紹介する。金融庁の氷見野金融国際審議官は、昨年9月の暗号資産に関する監督ラウンドテーブルでリブラの出現を目覚まし時計にたとえ、次のように発言している。「リブラの目覚ましは今、規制当局や中央銀行の目を開かせ、遅かれ早かれ直面する必要のある問題を正面から見据えさせています。そして他にも多くの時計が、次に鳴るのを待っているかもしれません。」

第4次相互審査を受けたFATF加盟国の結果

これまでに審査が行われた23か国中、通常フォローアップ国に置かれた国は5か国のみという厳しい結果。



出所:関税・外国為替等審議会外国為替等分科会資料 令和元年6月14日

(IIMA メールマガジンへの寄稿)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話: 03-3510-0882 (代) ファックス: 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>